

住宅

入居募集



**入居資格**  
 《共通事項》  
 ・ 雄武町内に住所を有する人または有することになる人。  
 ・ 町税などに滞納がないこと。  
**●町営住宅 (団地)**  
 ・ 所得が政令月収で一般世帯は15万8千円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと。

※政令月収とは、給与所得者は1年間の給与所得控除後の金額に、自営業者は1年間の事業所得から必要経費を控除した金額に、扶養控除等を差し引いた額を12で除したものです。  
 ※裁量世帯とは、高齢者世帯(60歳以上)、高齢者と18歳未満の世帯、障がい者(障がいの程度による)がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯(小学生以下の児童がいる場合も可)などです。

●町営住宅

	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	新日の出	2LDK	平成 26 年	2	22,000 円～ 52,900 円	不可
	沢木	2LDK	平成 23 年	1	18,800 円～ 43,100 円	可
継続	末広一区	3DK	昭和 51 年	2	8,400 円～ 15,000 円	可
	潮見	3LDK	昭和 62 年	1	17,400 円～ 40,000 円	不可
	魚田	3DK	昭和 52・53 年	2	9,100 円～ 17,700 円	可
	幌内	3LDK	昭和 51 年	2	7,800 円～ 14,400 円	可

**●サンライズビレッヂ**  
 ・ 満35歳未満の独身勤労者。  
**申込方法**  
 ・ 役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。  
 ・ 30年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は当該市町村で発行される市町村民税課税証明書、所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書も合わせて提出してください。  
 ・ 町営住宅およびサンライズビレッヂに申し込みの際は、マイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。

●サンライズビレッヂ

	間取り	建築年度	
	1LDK	平成 5 年	
継続	家賃	単身	戸数
	30,000 円	専用	1

**選考方法**  
 ・ 申込者多数のときは、住宅困窮度の高い人から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。  
 ※住宅の情報は、ホームページでも公開しています。申込用紙もダウンロードできます。  
<http://www.town.ounu.hokkaido.jp/>  
 ※住宅使用料のお支払いには、安心便利な口座振替が利用できます。  
**応募締切**  
 新規 8月15日(水)  
 継続 随時受付  
 ※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。  
**間税財管理課管財係**

試験

第2回北海道警察官採用試験

北海道警察官募集中  
 く夢、今叶えるとき  
**受付締切**  
 8月24日(金)  
**第1次試験日**  
 9月17日(月)  
**第2次試験日**  
 10月中旬から11月上旬  
 第1次試験は紋別市・網走市・北見市でも受けることができます。  
**間興部警察署** ☎ 82・2110

催し

絵本原画展の開催



絵本作家チャンキー松本さんの「まいごのビーチサンダル」絵本原画展を開催します。  
 お話の世界観を和紙を使った貼り絵で優しく表現した原画の数々をぜひご覧ください。

**開催期間**  
 8月8日(水)～21日(火)

**場所**  
 雄武町図書館

**開館時間**  
 10時～19時(火・金曜日)  
 10時～18時(土・日曜日)

休館日 月曜日・祝日  
 (火曜日・日曜日は12時～13時まで施設しています)

ご覧いただけるのは図書館開館時間のみとなっています。  
**間雄武町図書館** ☎ 84・2404

その他

計量器定期検査

取引・証明の用途に使用する特定計量器(質量計)は、計量法により2年に1度定期検査を受けることが義務付けられています。  
 次の日程で定期検査を実施しますので、該当する計量器がある場合は必ず受検してください。  
 なお、前回(28年度)受検した事業所には確認通知を送付しています。新たに受検が必要となる新規事業所などについては、事前に申し込みが必要となりますので、8月9日(木)までに連絡してください。  
 また、検査には手数料(北海道収入証紙で納付)が必要となります。

**日時**  
 8月21日(火) 9時30分～16時

**場所** 役場庁舎裏車庫



**未登録象牙の売買は違法です**  
**間産業振興課商工観光係**  
 環境省では国内にある象牙の在庫を把握しようとしています。所持しているだけでは違法ではありませんが、登録されていない象牙を売ったりあげたりするのは違法です。なお、所有者死亡による近親者への相続は違法にはなりません。ただし、その後販売等をする場合にはあらかじめ登録が必要です。  
 全形を保持した象牙などの国際希少野生動植物種は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律」に基づき譲渡し等(売る・

●手数料 (小型はかり)

種類	能力	手数料 (1個)
機 械 式	100kg 以下	700 円
	250kg 以下	1,100 円
	500kg 以下	1,800 円
電 気 式	1 トン未満	2,800 円
	100kg 以下	1,900 円
	250kg 以下	2,500 円
	500kg 以下	2,800 円
	1 トン未満	4,300 円
棒ばかり・手ばかり	—	350 円
分銅・おもり	—	10 円

買う・あげる・もらう・貸す・借りるなど)が禁止されています。ただし、登録を受けていれば登録票とともに譲渡することができます。  
 アフリカでは象牙の採取を目的としたゾウの密猟や象牙の密輸があることから、国際的に象牙の管理強化が求められています。日本国内には過去に合法的に輸入された象牙が多数存在します。  
 近年象牙が大規模に日本へ密輸入されているという情報はなく、日本での象牙の利用が近年のアフリカゾウの密猟に影響しているとは考えられません。全形を保持した象牙の国内在庫を把握することにより、象牙をより厳格に管理することを目的として、環境省では「象牙在庫把握キャンペーン」を行っています。  
 登録しないままにしておく、登録に必要な書類の紛失や記憶が曖昧になり入手経緯などを説明できなくなり、いざ登録しようと思ったときに登録できなくなってしまうかも知れません。  
 未登録の象牙をお持ちの人は、まずご連絡を(全形を保持した象牙のみが登録対象です。印鑑やアクセサリーなどは登録対象外となります)。  
 また、象牙以外の国際希少野生動植物種の登録も受け付けています。  
**間象牙在庫把握キャンペーン事務局**  
 ☎ 03・6659・4660